

容器包装リサイクル法の変遷と現状

Transition in The Containers and Packaging Recycling Law, and current status

鈴木直人

有限会社循環資源・環境ビジョン研究所 取締役

1. 要約

「拡大生産者責任」の概念を初めて導入した容器包装リサイクル法の制定・運用において、清涼飲料業界が果たしてきた役割と今後について俯瞰します。

2. 内容

容器包装リサイクル法は、我が国の各種のリサイクル法制度の中で最も長い歴史を持ち、さまざまな課題をはらみつつも今日まで有効に機能してきたところである。

同法の導入に先立つ1980年代、市町村における清掃事業（家庭ごみの処理事業）では、びん・缶、古紙類といった「資源物」の分別収集がはじまり、全国に広まりつつあった。背景には、増大するごみ量に対し焼却施設や埋立処分場が逼迫してきたことがある。

1985年、プラザ合意により急激な円高が進むと輸入原料価格の下落と国内回収資源の逆有償化が進行した。市町村が分別収集を行っても資源の引取先がない事態が生じ、何らかの法的な対応を望む声が市町村のあいだで高まっていった。他方、ドイツでは1991年に「容器包装回避政令」が公布された。これは容器包装の製造・流通業者に容器包装廃棄物の回収と再利用を義務づける画期的な法律であった。

1995年に制定された容器包装リサイクル法は、このような国内外の動向をミックスさせ、消費者による容器包装廃棄物の分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化という役割分担が制度の骨格となった。同法は「拡大生産者責任」(Extended Producer Responsibility、EPR)の概念を導入した最初の法律とあってよく、市町村の分別収集を前提とする方式は「日本型EPR」とも呼ばれた。

飲料業界においては、1980年代初頭のPETボトル飲料登場以来、主に散乱防止の観点から小型（1リットル未満）のPETボトル販売を自主規制していたが、容器包装リサイクル制度制定の動きを踏まえ、「リサイクルしやすい」PETボトルへの転換が図られた。1992年には「PETボトル自主設計ガイドライン」がPETボトル協議会によりまとめられ、ボトルの透明化やラベルの剥がしやすさなどが進められた。なお、小型ボトルの自主規制は、容器包装リサイクル法の施行（1997年）に先立つ1996年に解除された。

容器包装リサイクル法が完全施行となった5年後の2005年に始まった産業構造審議会・中央環境審議会での見直し審議では、市町村と事業者の役割分担・費用負担の見直しが大きな論点となった。分別収集の費用も事業者が負担すべきとする意見（市町村や消費者団体）に対し、事業者においては、同法は有効に機能しており、トータルな環境負荷を低減するには、現在の役割分担を保ちつつ事業者の自主的取り組みを推進することが効果的であると主張し、役割分担・費用負担の枠組みは堅持された。このときの議論が、現在も続く容器包装八素材の各団体による「3R自主行動計画」の端緒となっている。

「3R自主行動計画」において、PETボトルは容器の軽量化（リデュース）やリサイクル率の向上において、先導的な役割を果たしてきた。2022年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」においても、環境配慮設計等の分野でトップランナーとしての役割が期待されているところである。